# 旧小鹿野町般若の丘・バイクの森おがの利活用事業者審査要領

旧小鹿野町般若の丘・バイクの森おがの利活用事業にかかる事業者選定に関する事項を次のとおり定める。

１　審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

(1) 旧小鹿野町般若の丘・バイクの森おがの利活用事業募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する資格要件を満たす事業者。

(2) 募集要項に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した事業者。

(3) 募集要項に基づき、適正に書類を作成した事業者。

２　審査の方法

(1) 第一次審査

小鹿野町空き公共施設利用者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事業者から提出された提案書（応募申請書、事業計画書等）について別に定める旧小鹿野町般若の丘・バイクの森おがの利活用事業提案書等評価基準（以下「評価基準」という。）により書類審査を行い、上位３者を選定し、すべての提案者にその結果を文書により通知する。提案者が３者以内の場合は、すべての提案者を第一次審査通過者として扱う。

(2) 第二次審査（ヒアリング審査）

第一次審査通過者によるヒアリングを以下の要領で行い、評価基準により最優秀提案者を選定し、第一次審査通過者全員に対し、その結果を通知する。

ア　各提案者の出席は５名以内とする。

イ　説明時間は、１者あたり６０分以内とする。（目安としてプレゼンテーション３０分、質疑応答３０分とする。）なお、パソコンを用いる場合、パソコンは提案者が持参し説明できる準備をしておくこと（プロジェクター及びスクリーンは町で準備する）。

ウ　プレゼンテーションでは、提案の中で特にアピールしたい点や補足したい点などを述べるものとする。

エ　ヒアリングの詳細日程は別途通知する。

オ　提出済みの企画提案内容の範囲内で、ヒアリング時の説明用資料の配付を認めるが前日までに担当課までデータで送付しておくこと。
なお、ヒアリング当日は、提案者で配付資料を１７部準備すること。

カ　ヒアリングは一般公開とする。

3　審査結果の公表

審査結果についてのみ、町ホームページにて公表する。

旧小鹿野町般若の丘・バイクの森おがの利活用事業提案書等評価基準

１　評価方法について

⑴ 選定委員会は、提出された「旧小鹿野町般若の丘・バイクの森おがの利活用事業提案書等（応募申請書、事業計画書等。以下「提案書等」という。）について、別紙の評価項目基準表の評価項目ごとに評価を行う。

⑵ 評価は各提案書等を絶対評価し、評価項目基準表に基づき、５段階評価を行う。なお、同基準表の評価点は小数点以下第一位を四捨五入し整数で整える。

⑶ 評価順位は、選定委員全員の評価合計点数を合算して決定する。なお、順位が第３位となる提案者が複数ある場合は、評価項目基準表中、「提案内容」の項目の評価合計点数が高い提案者を第一次審査通過者とする。さらに当該評価合計点数が同一で決しない場合は、「提案内容」の項目評価において、第１位評価をした選定委員の数が多い提案者を第一次審査通過者とする。

⑷ 第二次審査（ヒアリング審査）において、選定委員は質問がある場合、提案者に質問（ヒアリング）を行いその評価を行う。

⑸ 第二次審査（ヒアリング審査）は、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価する。

⑹ 第二次審査（ヒアリング審査）は、選定委員一人当たりの評定点を１００点とし、最低基準点を７０点とする。

⑺ 選定委員の過半数が最低基準点以上の採点をした提案者について、選定委員ごとに第１位から第３位までのランク付けを行う。その結果、第１位評価をした選定委員の数が最も多い提案者を最優秀提案者とする。

⑻ 第二次審査（ヒアリング審査）において、第１位評価をした選定委員の数が最も多い提案者が複数あった場合は、第二次審査の評価合計点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

２　審査結果について

第二次審査における各提案者（最優秀提案者以外は、無記名）の評価結果を町ホームページにて公表する。

《公表事項》

□第１位評価を受けた選定委員の数

□各提案者の評価項目ごとの評価点及び合計点

小鹿野町空き公共施設利用者選定委員会　担当部署
小鹿野町役場総務課　空き公共施設利活用担当（田嶋・強矢）
電話 0494-75-1221（内線：314）
ＦＡＸ 0494-75-2819
E-mail somu@town.ogano.lg.jp